

「イスラーム世界の女性」について

大和高校 小杉隆 一

一、問題の所在

二〇〇一年九月一日。おそらくは世界をかえてしまったであろう歴史的事件の「目撃」。連日の報道。イスラーム。テロリスト。アフガニスタン。タリバン。「ブッシュの戦争」。「十字軍」という「失言」。「アラブ・イスラーム・テロリスト」ではないことを強調する演説。彼らのイスラームの認識。この一連のできごとは、イスラームに焦点をあてるとともに、私たちが抱いてきたイスラームの認識についても、考え直す必要を提起してくれた。

報道されているタリバンによる女性に対する極端な差別は、他のムスリムからも批判されている。「コーランには正統な根拠のない、これらの布告に疑問を持つ者は、タリバンから見ればイスラームそのものを疑う者と同じなのだ。預言者の最初の任務は女性の解放だったのだが」とアハメド・ラシッド氏は述べている。一方、「日本はイスラームに対する鎖国状態に置かれてきた」と嘆く安倍治夫氏は「日本人の大部分にとってイスラーム教とは、野蛮かつ奇怪な非文化的宗教と考えられてきたが、その根拠の一つとして「イスラーム教は女性を蔑視する」ことが挙げられ、「イスラームに対する誤解なしし曲解に」基づいていると指摘している。また、「イスラーム草創期から現代にいたるまでのムスリム女性たちのさまざまな生の営みを虚心に見ていくと、イスラームは「平等」を基本とする宗教であり、その社会には男女平等の精神がやわらかく息づいていたこと

が感じ取れる」と、久富木原睦美氏と寺澤恵美子氏は、ナイラ・ミナイ著『イスラームの女たち―ヴェールのかげの真実』の訳者あとがきで述べている。本稿では、ナイラ・ミナイ氏の著書の内容を紹介しつつ、イスラームへの誤解を抱く契機となりやすいジェンダー問題について、ムハンマドと妻たちとの関係から、考えてみたい。

二、ムハンマド以前（ジャーヒリーヤ）

ジャーヒリーヤ（無知・無明）とは本来ムハンマド以前の文化・時代全般を呼ぶが、特に、アラブの人びとが砂漠における遊牧民としての部族的生活から都市における生活へと大きく変化する時代を指すという。この過渡期の混乱の中からムハンマドが啓示を受けてイスラームが誕生することになる。

安倍氏は、「遊牧民ベドウィンは砂漠の隊商を襲う略奪行為や他部族の婦女を襲って強姦する蛮行を英雄的行為として賛美し、飲酒酪酐の上こうした非道を声高に語り合うという日常生活を送っていた。女性の地位は極めて低く、女子の出生は非生産的として忌み嫌われ、生後まもない女の嬰兒を生き埋めにする因習が平然として横行していた」と紹介する。女兒の生き埋めの風習については、コーラン一六章六一（五九）節に触れられ、クルアンバリ氏も同様の紹介をしている。しかし、片倉もとこ氏は必ずしも女性の地位が極端に低かったことによるものではないのではないかと提起している。ナイラ・ミナイ氏によれば、以下のように要約できるだろう。

遊牧生活では、飢饉の際、兄弟の食糧確保のための女兒の間引きもあったが、砂漠の苛酷な生活環境で一族が存続していくためには女性の労働力が不可欠だったため、都市に比べて砂漠生活での女性

の地位は高かった。男性は陣地を守り交易に従事。女性は羊の世話をして、肉、羊毛、ヨーグルト、チーズなどの商品を生産・販売し、武器・穀物そのほかの生活必需品を購入。部族間抗争の際は、女性も男性とともに戦場に行き、英雄叙事詩をうたつて鼓舞したり、負傷兵の手当をしたり、必要ならば武器をとつて交戦した。兵士あるいは一家の働き手として、部族の女性は政治的な影響力をかなり持っていた。砂漠の生活は危険がつきまとうため、もつとも貧しい部族の一部は、やがて遊牧生活を捨て、さほど自給自足的でない都市の生活に移つていった。ムハンマドの祖先は重要な隊商ルートとの交差点に定住し、クライシュ族として仲買人として栄えた。この地はメッカとなり、彼らの部族神を祭るカーバ神殿は中央アラビアで最も重要な神殿となり、神殿の守護者としてクライシュ族は莫大な富を手につくこととなった。しかし、部族が存続していくために共同体の全員に富を配分し、女性も男性と同様に家族の生活の糧を生み出す必要がなくなるにつれて、親族の結びつきが弱まり、結婚した女性が自分の親元で暮らすというかつての習慣が、夫の家族と暮らす習慣に移行した。誰にも頼らないで裕福に暮らせる少数の者以外、女性は権利と生活の安定を失った。

三、主として聖遷以前（ハデージャとともに）

ムハンマドは五七〇年頃、メッカのクライシュ族ハーシム家（父アブドゥアッラーフ・母アミーナ）に生まれたが、父は彼の生まれる前に商用先のヤスリブで死に、祖父アブドゥアルムッターリブが保護者となるも、ムハンマド六歳の時に母死去。八歳の時に祖父が死去し、ハーシム家の当主となった叔父アブドゥターリブによって育

てられる。アブドゥターリブ自身あまり裕福でなく、ムハンマドは幼い頃より隊商に加わり生計をたてていった。彼は年上の富裕で聡明な寡婦ハデージャ（クライシュ族アサド家出身）に雇用されて、シリアへのキャラバンを任された時、みそめられた。ハデージャは周囲の反対を押しきり、ムハンマドと結婚し、二人で隊商を経営した。二人の間には女兒四人と男児三人（異説あり）が生まれたが、男児はみな夭逝した。アブドゥターリブの子（つまりムハンマドの従弟）アリーと奴隷であったザイドを養子とし、何不自由ない生活をおくつたが、貧しく希望を失つたメッカの人々と自分を同一視し、都市生活における諸問題とその原因に思いをはせた。彼はヒラ山の洞窟によく一人で閉じこもるようになり、四〇歳の頃のある日、唯一神アッラーの啓示、すなわち、神は唯一であり、人はその神にのみ仕えなければならぬ、との大天使ガブリエル（ジブリール）の声を聞く。ふるえながら家に戻つた彼は妻にその出来事を伝えると、妻は夫の精神的苦悩を分かち合つてきたことや、縁者に唯一神を信じる者がいたことから、唯一神に仕えよという命を受けたと悟り、夫を励ました。当惑と混乱の中でムハンマドは日々の仕事をしながら時折ヒラ山で瞑想に耽つた。再び天からの声で唯一全能の神の教えを人々に伝えるよう命じられた彼は、妻の再三の励ましにより、預言者としての使命を受け入れ、自分の生涯を捧げる決意をした。最初の信徒はハデージャであり、ついで養子のアリーとザイド。家族以外で最初に信徒となつたのはアブドゥバクルで、ほかにも若い改宗者たちが大勢集まつてきた。名門氏族の子弟たちや財産のない者、アブドゥバクルが命を助けた黒人奴隷のピラールのように最下層の奴隷の中からも改宗者はでた。

アッラーの名のもとに多くの人々を結集させ、共同体の基礎を築いたムハンマドは、説教の中でかなり多くの部分を女性の権利のためにさいたが、都市化の波にあえて立ち向かうことはしなかった。メッカの長老たちの反感を買わないよう十分気配りする政治力も持ち合わせていた彼は、家長制のもとで、女性のための権利宣言を導入した。女性の保護の保障だけでなく、都市における小部族存続のための家長制強化も行われた。

女性の権利保護に際し、ムハンマドは結婚における女性の経済的権利を規定し、女性が常に自分たちの自立を損なうおそれのある家長制の中で経済的基盤を持てるようにした。結婚に際して男性は花嫁にマハル（結納金）を渡さなければならず、それが離婚や寡婦になった場合に備えての準備金となった。結婚すると、女性はマハルやその他の個人的な収入を自分で管理でき、死ぬ時に子どもや夫に遺産として残すことができた。家族を扶養するのは男の責任だったので、女性は自分の金を使う必要がなかった。夫が死ぬと、その遺産の一部を相続し、相続分は子どもより少ないが、自分の息子に扶養されることが保証されていた。実家の父親の遺産は、嫁いだ娘は夫に扶養されるが兄弟は自分の妻を扶養しなければならないので、娘は兄弟の半分を相続した。娘の遺産相続の権利は家長の富を分散させがちであるが、娘を父方の従兄弟と結婚させることで習慣的に解決してきた。それができない場合、遺産は、血縁関係よりむしろ信仰を通して結ばれた、イスラームの同じ部族の別の家族のものとなった。

女性は自分で夫を選ぶことが認められ、マハルを花嫁自身に渡すことを命じる法によって保障されていた。両親がそれを着服しては

いけないことになっていたので、彼女たちは「買われた」わけではなかったが、当時最初の婚約時の年齢が十歳そこそこだったため、花嫁の自由は建前だけに終わることが多かった。ムハンマドは、両親が結婚相手を選ぶことについて娘たちが苦情を申し立てると、親の介入をやめさせた。成人した娘は一個人として尊重されるべきであり、結婚契約は彼女自身の要求に応じて取り交わすべきであることをはっきりさせた。花嫁は結婚契約に条件を課することができるようにしたのである。

ムハンマドは結婚でもっとも大切なのは慈悲深い心と愛であると繰り返し説いたが、家族を一つにしておくために男性に経済的特権を与えた。結婚時に夫はマハルの一部を払い、残りは離婚時に払えばよいとされることにより、マハルが高額な場合、よほどでなければ男性は妻を追い出すのを思いとどまった。離婚に際して、夫はマハルの残金だけではなく、妥当な額の離婚手当も支払うようになった。妻を追い出すことは事実上できなくなった。また、夫は離婚後、妻が自分の子どもを妊娠しているかどうか見極めるために、シャリーアで命じられている三ヶ月の再婚待機期間（イッダ）の間、妻の生活を保障しなければならなかった。もし妊娠していれば、妻は出産し、授乳期間も終わって、夫の家族が子どもを養育できるようになるまで夫の援助を受けることになっていた。子どもは全員父親のもとにとどまり、離婚した妻が簡単に再婚できるようになっていたが、自立した裕福な女性であっても婚家から自分の子どもを連れて出ることは許されなかった。

さて、ムハンマドの説いたアッラーの教えは、メッカの支配層にとって脅威となり、偶像崇拜を認めないムハンマドは、クライシユ

族の有力者たちから迫害され、ハーシム家の保護（ズインマ）の取消の圧力をアブー・ハッターリブは、退けていた。だが、六一九年にハデージャとアブー・ハッターリブが相次いで死に、ハーシム家の当主がアブー・ハラハブとなって、ムハンマドへの保護が取り消され、ムハンマドたちのメッカでの活動は著しく困難となった。

四、聖遷以降（アイシヤたちと）

ハデージャの死後、ムハンマドは二人の女性と婚約した。一人はサウダという女性で、子どもたちの面倒見がよかった。もう一人は、アブー・バクルの娘で当時まだ六歳のアイシヤであった。六二二年、ムハンマドは信徒集団をヤスリブに移し（聖遷）、この後、メッカとの激しい戦いが展開され、そのたびに、様々な部族による同盟や裏切りがくり広げられ、多くのムスリムが戦死した。六二四年バドルの戦いでは、ウマルの娘ハフサの夫が戦死し、再婚先に困ったウマルにムハンマドはハフサをもらうと答え、六二五年ウフドの戦いの後、戦闘で夫を失った女性が多く出たことを契機に一夫多妻を正式に認める神の啓示が送られた。ムハンマドは、バドルの戦いで寡婦となったザイナブを妻に迎えるが、八ヶ月ほどで死去した。ウフドの戦いで寡婦となったヒンドと結婚し、六二七年に養子ザイドの元妻であったザイナブと結ばれ、六二八年にはウマイヤ家の長の娘ラムラ、叔父アッバースの義妹マイナムと結婚している。

以前より都市部の裕福な男性たちの間で一夫多妻の習慣が広く行われていたことと、部族間抗争や隊商への攻撃のために女性の数が常に男性を上回っていたことから、一人でも多くの女性に安住できる家を与えるための救済策として一夫多妻制が採用された。男性は

扶養できる経済的余裕があれば、同時に四人まで妻を持つことができ、何人でも妾を持つことができた。一夫多妻制の夫は妻たちを物質面だけでなく、性生活においても公平に扱わなければならない。性的満足は夫婦双方の当然の権利であり、性的に不満な妻は外にそれを求めるので、家庭の安定を脅かすものと考え、性的欲求は自然の発露であるため、正式な結婚の中で満たされない場合、男女ともに姦通にはけぐちを見出すので夫と妻はお互いの精神的な救済のために必要な存在とされた。姦通については、男女ともに禁止され、姦婦に対して石打ち死刑を科していた古代の慣習を廃止し、男女ともに百回の公開ムチ打ち刑を科すことにした。実際には、女性にだけ貞節が厳しく求められる性道徳の二重規範によって女性だけが非難の対象にされてしまうことが多いことから、婚前交渉と姦通を禁止するにあたっては、立証について万全を期した。六二七年にアイシヤに対する中傷事件がおこった。最終的に疑惑は晴れ、非難した者たちに偽証の罪が科せられたが、アリーがアイシヤを害する発言をしたことを彼女は終生忘れなかった。

ムハンマドは、母親そしてすべての年老いた女性を愛し、尊敬するよう、神は繰り返して命じていると説き、女兒殺しを禁じただけでなく、男子と同じように女子にも教育を受ける権利を与えた。初期イスラームのまだ部族的な共同体では、権利を保障された女性は社会の中でさらに大きな役割を担った。宗教について学び、学識のある女性は他の女性を礼拝に導いた。生き残るための戦争では、詩人、看護婦、戦士としての役割を女性たちも担った。初期イスラーム時代の理想的な女性は、単なる主婦や性的な対象ではなく、男性の同志であったのかもしれない。ムハンマド自身は一夫一婦制を理想と

していたようだが、ハデーージャの死後は様々な事情で、アッラーが特別に認めるほど妻を持つこととなった。最初は妻たちを公平に扱おうと努力するも、アーイシャに惹かれていく自分を押さえられなくなった。他の妻たちの不平を受け苦悩した彼への啓示がコーランの四章三八(三四)節ということになる。さらに、預言者の妻たちは「信徒の母」としての行動が命じられることになった。彼女たちの共同住宅は完全にハレム¹¹女性専用の家になり、親戚以外の男性とは帳の陰に隠れて話さなければなくなり、外出時にはヴェールを被らなければならなくなった。これらの規則が導入されたのは絶妙なタイミングであった。妻たちはハレムの中で四分五裂の状態に対抗するだけの結束力はなく、アーイシャは「中傷事件」で一時おじけづいていた。全員の顔をたてるという典型的なアラブのやり方で調和を取り戻したムハンマド家の生活に劇的な変化はなく、妻たちは名目上は規則に従った。ムハンマドは、親族をはじめとし、乳母やその家族など血のつながらない縁者にも自分の妻たちと会うことを許したが、隔離に関する規則は残り、女性の幽閉の種がまかれることとなる。六三二年、ムハンマドはアーイシャの腕の中で病没した。

五、とりあえずのまとめ

ムハンマドの経験と当時の社会的背景が、結婚における女性の意思と経済的保障の制度、姦通及び婚前交渉の禁止と一夫多妻制、ヴェールなどの着用といったイスラームの諸制度に位置づけられたことを見てきた。現代の西欧中心の人権論に立つならば、母性や保護の強調は必ずしも合理性を有するものではないが、七世紀西アジア

アのムハンマドによる初期イスラームの女性の位置づけは高く評価できる。ムハンマド以降のイスラーム社会・教義・制度・法の変化とジェンダー問題については引き続き教材化を含め検討していく所存である。

〈参考文献〉

- 『イスラームの女たち』ヴェールのかげの真実』(ナイラ・ミナイ著 久富木原睦美・寺澤恵美子・香取芳和・奥平真砂子訳 BOC出版部、一九九二年、原著出版は一九八一年)。M. A. クルバンアリ『イスラームと女性The Status of Women in Islam』イスラーム入門シリーズNo.10』イスラミックセンター・ジャパン。片倉もとこ『イスラームの日常生活』岩波新書、一九九一年。『FOR BEGINNERS』シリーズ(日本オリジナル版)『イスラム教』(安倍治夫文、現代書館、一九八六年)。アハメド・ラシッド『タリバン』イスラム原理主義の戦士たち』(講談社、二〇〇〇年)。『イスラム事典』平凡社。他